〔指定管理者制度導入施設〕〔A調書〕

事業評価調書〔途中評価〕 (令和元年度)

1. 施設の名称等

| | 長崎県視覚障害者情報センター |
|-------|---|
| 所 在 地 | 長崎本館:長崎市橋口町10-22 佐世保分館:佐世保市天満町1-2 7 |

| 事 | 業 | 所 | 管 | 福祉保健部 | | 障害福祉課 |
|---|----|----|---|-------|----|-------|
| 課 | (室 |)長 | 名 | | 桑宮 | 直彦 |

| | 基本戦略 | 3 | 互いに支えあい見守る社会をつくる | | | |
|------------|------|-----|--------------------------------|--|--|--|
| 総合計画上の位置づけ | 施策 | (2) | 誰もが安心して暮らし、社会参加のできる地域づくり | | | |
| | 事業群 | 2 | 高齢者や障害者等が安心して暮らすための環境整備及び支援の充実 | | | |

2. 施設の概要

| 2 | | | | | | | |
|---------------|---|--|--|--|--|--|--|
| 設置年月日 | 昭和47年9月12日 | | | | | | |
| 設置法令等 | 身体障害者福祉法 | | | | | | |
| 設置目的 | 視覚障害者に対して、点字発行物、視覚障害者用の録音物等の提供ならびに貸出その他便宜を提供することにより、視覚障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。 | | | | | | |
| 利用対象者等 | 主な利用対象者:視覚障害者 開館日(長崎):右記の休館日を除く。毎週火曜日、祝祭日、12月29日から翌年1月3日まで。 開館日(佐世保):水〜金曜日。ただし、祝祭日、12月29日から翌年1月3日を除く。 開館時間(長崎):午前9時から午後5時まで 開館時間(佐世保):午前10時から午後4時まで | | | | | | |
| 施設内容 | 【長崎県視覚障害者情報センター(長崎本館)】 面積:449.75㎡ 長崎こども・女性・障害者支援センター3階の一部 主な施設:事務室、閲覧室、録音室、情報機器訓練室、対面朗読室、発送室、書庫、日常生活訓練 室、ボランティア活動室、相談室、印刷室 【長崎県視覚障害者情報センター(佐世保分館)】 面積:117.31㎡ 長崎県県北振興局天満庁舎1階の一部及び地下書庫 主な施設:事務室兼閲覧室、書庫 | | | | | | |
| 施設の利用 料金体系 | 無料 | | | | | | |
| 類似施設の 設置状況 | (令和元年度の予算状況) 佐賀県立点字図書館: 26,997千円 大分県点字図書館: 28,201千円 熊本県点字図書館: 20,000千円 沖縄点字図書館: 26,885千円 | | | | | | |

| | | 区 | 分 (単位:千円) | 平成27年度 (実績) | 平成28年度 (実績) | 平成29年度 (実績) | 平成30年度 (実績) | 令和元年度 (計画) |
|-----|-----|---|--------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| | R.L | 国庫 | | 12, 512 | 12, 512 | 12, 512 | 12, 965 | 12, 101 |
| 県 | 財源 | その他(|) | | | | | |
| 714 | ## | 一般財源 | | 12, 512 | 12, 512 | 12, 512 | 12, 967 | 12, 103 |
| 予 | | 事業費 | <a> | 25, 024 | 25, 024 | 25, 024 | 25, 932 | 24, 204 |
| | 内 | 管理運営 | 負担金 | 25, 024 | 25, 024 | 25, 024 | 25, 932 | 24, 204 |
| 算 | 訳 | その他(|) | | | | | |
| | | 人件費 | | 806 | 805 | 805 | 798 | 798 |
| | 1 | 合計 <c=< th=""><th>-A+B></th><th>25, 830</th><th>25, 829</th><th>25, 829</th><th>26, 730</th><th>25, 002</th></c=<> | -A+B> | 25, 830 | 25, 829 | 25, 829 | 26, 730 | 25, 002 |
| | | 単位あた | りコスト | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |

(説明) 「視覚障害者情報センター来所利用者 1 人当たりの費用」 = C÷(来所利用者)

3. 指定管理者の概要

| <u> </u> | 6年10Mg |
|----------|---|
| 指定管理者 | 《所在地》 長崎市橋口町10-22 《名 称》 一般社団法人 長崎県視覚障害者協会 |
| の名称等 | ≪代表者氏名≫ 会長 野口 豊 |
| 指定期間 | 平成28年4月1日 ~ 令和3年3月31日 |
| 業務 | (1) 施設(設備)の維持・修繕等 (2) 事業に関すること ① 点字刊行物、視覚障害者用の録音物その他必要な資料を製作し、又は収集し、視覚障害者等の利用に供する業務 ② 点字刊行物、視覚障害者用の録音物等の普及奨励及び相談に関する業務 ③ 点訳奉仕員及び朗読奉仕員の指導育成に関する業務 ④ 視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」に関する業務 ⑤ その他、視覚障害者情報センターの設置の目的を達成するために必要な業務 (3) 施設の範囲 ア 長崎本館:長崎こども・女性・障害者支援センター3階の一部 イ 佐世保分館:長崎県県北振興局天満庁舎1階の一部及び地下書庫 |
| 利用料金制 | 導入済 ■ 未導入 選定方法 ■ 公募 非公募 |

4. 成果指標の達成状況及び管理運営に要した経費等の収支状況 (目標値の根拠) (元年度

| | | | 操切足热仍然 | | | /2.性負牙の仏. | 7 | | | | |
|----|----------|----------------------|-----------|---------|----------|-----------|---|----------|---------|--|--|
| | 1 | 蔵書 | 数 | | (目標値 | の根拠) | 〈元年度実施における変更点> | | | | |
| | | | | | ①タイト | ル数 | | | | | |
| | 2 | 貸出 | 数 | | (過去3年 | (過去3年の平均) | | | | | |
| | | | 成29年度まで点字 | ア図書・録 | 音図 ②件数 | | | | | | |
| | | 書の | 貸出冊数) | | | Fの平均) | | | | | |
| | | | 成30年度から点写 | ア図書・録 | 音図 ③件数 | | | | | | |
| - | | 書の? | 貸出タイトル数と | :サピエ利用 | 用実 (過去3年 | Fの平均) | | | | | |
| 成 | | 績を | 合算した貸出タイ | (トル数) | | | | | | | |
| 果指 | ② | 廿日号火: | 支援件数 | | | | | | | | |
| 標 | (S) | 竹砂. | 义扬计数 | | | | | | | | |
| の | | | 実 績 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | | |
| 達成 | | | | 単位 | (実績) | (実績) | (実績) | (実績) | (計画) | | |
| 状 | | а | 目標値 | タイトル | 11, 60 | | | | 11, 371 | | |
| 況 | 1 | | 実績値 | タイトル | 10, 66 | | | | | | |
| | | С | 達成率b/a | % | 9 | | | | | | |
| | | а | 目標値 | 件 | | 39, 526 | | 64, 013 | 67, 017 | | |
| | 2 | | 実績値 | 件 | | 36, 494 | | , | | | |
| | | С | 達成率b/a | % | | 92 | | | | | |
| | | а | 目標値 | 件 | | 85 | | | 112 | | |
| | 3 | b | 実績値 | 件 | | 68 | | 138 | | | |
| | | | 達成率b/a | % | | 80 | | 151 | | | |
| 指定 | | | 事業計画(H | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | | |
| の収 | | | | 実績一計画 | (実績) | (実績) | (実績) | (実績) | (計画) | | |
| | | 料金 | 0 | 0 | | | | | | | |
| 収 | | 担金 | 25, 932 | 0 | 25, 02 | 4 25, 024 | 25, 024 | 25, 932 | 24, 204 | | |
| 入 | その | | 0 | 0 | | | | | | | |
| | 100 | †a | 25, 932 | 0 | 25, 02 | 4 25, 024 | 25, 024 | 25, 932 | 24, 204 | | |
| 支出 | {b | | 25, 932 | 0 | 25, 02 | 4 25, 024 | 25, 024 | 25, 932 | 24, 204 | | |
| | うち. | 人件費 | 21, 780 | -527 | 21, 02 | 6 21, 289 | 21, 577 | 21, 253 | 18, 289 | | |
| 収支 | | | 0 | 0 | | 0 0 | · · | • | 0 | | |
| 配置 | 職員 | | | 常勤 | 常勤 6 | 常勤 6 | 常勤 6 | 常勤 6 | 常勤 5 | | |
| | (| 人) | 非常勤 O | 非常勤 | 非常勤 O | 非常勤 O | 非常勤 O | 非常勤 O | 非常勤 O | | |
| ¥ | الس | D 1 1 1 1 | 指定管理者が行 | う 色田 電台 | リーかかるもの7 | きあい 一の他に | 県が直接負担し <i>た</i> | -± のトレアけ | | | |

[※]この収支は指定管理者が行う管理運営にかかるものであり、この他に県が直接負担したものとしては、「2 施設の概要」の「県予算」の「その他」がある。

平成30年度事業の実施状況・実績の検証

<指定管理者実施分>

(1)施設(設備)の維持・修繕等

(2) 事業に関すること

①点字刊行物、視覚障害者用の録音物その他必要な資料 を製作し、又は収集し、視覚障害者等の利用に供する。 ②点字刊行物、視覚障害者用の録音物等の普及奨励及び 相談に関する業務。

<指定管理者実施分>

- (1) 施設(設備)の維持・修繕等
- 〇施設利用者の管理、施設・設備の日常点検を行った。
- (2) 事業に関すること ①点字図書 1 8 0 タイトル、録音図書 4 5 タイトル、テキ ストデイジー図書27タイトルを製作し、蔵書の貸出を 行った。

②「つたえる県ながさき」、「声の広報ながさき」(毎 月)、「長崎にこり」(年4回)、「情報センター通信」 (年6回)他の発行及び配布。

個別ニーズへの対応として、点訳(145タイトル) 訳(CD録音、67タイトル)、対面朗読(313件)等 の支援の実施。

小学校等からの施設見学の受入(6件)や学校への講師派 遣(2件)及び相談支援(138件)を行った。

③県下各地の点訳及び音訳ボランティアの育成・指導を 行った。

4) 視覚障害者情報ネットワーク「サピエ」を活用して、点 字及び音訳データの情報提供等を行った。

③点訳奉仕員及び音訳奉仕員の指導育成。

4. 視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」に関する 業務

く県実施分>

①視覚障害者情報センターの運営管理の打ち合わせ及び 指導を行う。

く県実施分>

①指定管理者に対して運営管理の打ち合わせや指導を行っ

目標の11,023タイトルに対して、実績は11,712タイトル(106%)であった。蔵書数増加の要因 は、蔵書製作が可能なボランティアが増え、点字図書の製作が多くなっていることが考えられる。

〇貸出数

目標の64,013件に対して、実績は66,388件(103%)であった。目標は達成したが、昨年度より貸 出利用実績は減少した。ベストセラーが出れば貸出数は多くなるが、前年度よりその数が少なかったため減少したも のと思われる。サピエの貸出割合は郵送に比して高くなっており、サピエのニーズが高くなっていることがうかがわ れる。

〇相談支援件数

目標の91人に対して、実績は138人(151%)であった。昨年度から相談支援件数が増加しているが、スマートサイトの活動がはじまったことや、視覚障害者協会の事業時に情報センターの紹介をすることにより、当事者 や病院、施設関係者からの相談が増えている。

収支計画・実績

<指定管理者実施分>

(単位:千円)

| 主 | Eな項目 | 計画 | 実績 | 増減理由・収支改善の取り組み等 |
|----|----------|---------|---------|-----------------|
| 収入 | а | 25, 932 | 25, 932 | |
| | うち県負担金 | 25, 932 | 25, 932 | |
| | うち県負担金以外 | | | |
| | | | | |
| 支出 | b | 25, 932 | 25, 932 | |
| | うち人件費 | 21, 780 | 21, 253 | |
| | うち人件費以外 | 4, 152 | 4, 679 | 実績増 |
| | | | | |
| Ц | 又支a−b | 0 | 0 | |

<県実施分>

収入のうち県からの負担金については、平成30年度実績額の財源となっており、指定管理者は県負担金(国1/2. 県1/2) とその他収入で施設を運営している。国が定める基準額の内訳は、人件費96%、一般事務費4%と示され ているが、指定管理者は人件費が82%、残りの18%は点字図書の発行事業、視覚障害者情報ネットワーク「サピ エ」の通信費、各種機器の維持費等の事務費として支出していることから、おおむね基準に合致した適切な収支状況 である。

営 の 状 況

支 ത 状 況

指定管理者制度の導入効果を踏まえた施設の設置目的の達成状況の総合評価

〇指定管理者である一般社団法人長崎県視覚障害者協会は、長年、視覚障害者の福祉に携わってきた。当該団体が指定管 理者として施設の管理運営にあたっており、事業の継続性が図られるとともに、事業の積極的な展開により多くの利用が あっている。

Α

判定理由

〇指定管理になってから、以下の取組みを行っている。

- ・長崎県視覚障害者協会の事業実施時や、図書館関係等の行事参加時に、センターの利用方法を説明、周知している。
- ・蔵書に保有するもの以外でも、利用者から要望があれば、ネットから検索して提供したり、利用者の希望にあわせて音
- 訳、点訳をして提供するなど単なる貸出業務にとどまらないサービスを提供するようにしている。 ・平成19年度より新しい設備でサービスを提供するようになって以降、スペースや設備に余裕ができたこともあり、各 種企画(毎月1回の短歌会等)を行い、視覚障害者が利用したくなるセンターづくりをすすめている。

○運営状況、施設の維持管理等は良好である。

〇以上により総合評価をAとし、今後も利用者増に努める。

令和元年度事業の実施にあたり見直した内容

令和元年6月に読書バリアフリー法が成立し、アクセシブルな書籍・電子書籍等の充実が求められている。書誌情報の整備や、CD図書を作り、貸し出しができるように準備を進める。

また、法制定により、公共図書館等からの問い合わせがあるので、相談に応じサポートを行う。

令和元年度事業の評価

| | | 1九 ポーニー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 単一 一 | | 刊足垤田 |
|-----|------------|--|-----------------------------|--------------|--|
| 指 | わオ | を設の設置目的にあった管理運営だ れているか。 | а | | おり、適切な管理運営の効果がでている。 |
| 定管 | | È民の公平かつ平等な利用の確保 ιているか。 | が行 a | 県下で視覚障害 | 者懇談会を開催して、周知を図っている。 |
| 理者の | • 禾 | リ用者に質の高いサービスの提供だ れているか。 | が行 a | | 会において、利用者ニーズの把握に努め、職員 書等の製作、ボランティア育成等により、サー ている。 |
| 行う管 | | 施設・設備の維持管理は適切に行 いるか。 | われ a | 施設・設備の日 | 常点検、維持管理に努めている。 |
| 理運 | | 又入の確保に向けた取り組みが行; いるか。 | われ _ | 利用料金制度を | 導入していない。 |
| 選等 | • 糸 | 圣費節減に向けた取り組みが行わ; るか。 | れて a | 必要最小限の職 | 員により運営している。 |
| 1= | (7 | その他の観点) ※評価区分 |)(a:行われて | いる b:一部 | 行われていない c:行われていない) |
| 関す | | | | | |
| る | | | | | |
| 評価 | | | | | |
| - | | | | | |
| | | 視点 | | 平価 | 理由 |
| | | ・県民ニーズに照らして、事業 | ■ a. 薄れて | | 視覚障害者にとって情報を得る事業の必要性は |
| | | の必要性が薄れていないか。 | b. 一部薄 | | 変わらない。 |
| | | 古类大阪ロナノ環境 奴汶博 | c. 薄れて | | 度宝老処会主控さの旅行により地域と知られていまた処 |
| | 必要 | ・事業を取りまく環境、経済情 勢などの変化に適応している | ■ a. 適応している b. 一部適応していない | | 障害者総合支援法の施行により地域生活に必要な総合的な支援策が求められている中で、特殊・多様な |
| | 性 | か。 | c. 適応し | | ツールを扱う当センターは視覚障害者にとって必要 な情報提供機関となっている。 |
| 施設 | | ・市町または民間に移管・移譲 | | 可能)でない | 県、市町、障害者団体などの連携が必要であり、県は事業 |
| の | | することが適当(可能)ではな いか。 | | 当(可能)でない | の全体的な調整や広域的な情報提供、専門的な助言を行っ ている。これらの部分は、市町などのみで行うのは適当で |
| 在 | | - 10 0 | | 可能)である | はない。 |
| り方 | | ・県の負担や業務量に見合った 活動結果が得られているか。 | ■ a. 得られ | ている られている | 県の担当職員1名で対応しており、事業の効率 性は高い。 |
| 1= | 効 | | D. 一部侍 C. 得られ | | |
| つい | 率 | ・指定管理者制度以外で、同一 | ■ a. 代えら | | 専門図書の蔵書、編纂などの専門的な技術を要 |
| て | 性 | の県負担や業務量でより大きな | | えられない | するサービスの提供に指定管理者制度が有効に |
| の評 | | 活動結果が得られる手法に代える | c. 代えら | | 機能している。 |
| 一個 | | ・指定管理者制度は、施設の設 | ■ a. なって | | 良好な施設及び事業運営を行っており、来所者数は |
| | | 置目的の達成に十分寄与する手 | _ | っていない | 多い。視覚障害者にとって情報を得る事業の必要性 |
| | 3.3 | 法となっているか。 | c. なって | いない | は変わらず、現在の手法は寄与している。 |
| | 効性 | ・事業効果をさらに上げる余地 | ■ a. 余地は | - | 県下全ての視覚障害者の利用が進むよう、市 |
| | | はないか。 | b. 一部余 | | 町、関係団体との連携を行う。 |
| | 1.7 | | c. 余地が | める | |
| | (7 | この他の観点! | | | |

8. 令和2年度事業の実施に向けた方向性

区 分 現状維持 ■ 改善 移管 廃止

(説明:2年度事業の実施に向けた方向性の理由・見直しの内容)

佐世保分館の移転が予定されているため、所蔵しているテープ図書のCD化を検討し、佐世保のみでしか制作していない図書をメインにCD化する。

令和元年6月に読書バリアフリー法が成立し、今後、文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化していくことになっている。公共図書館等からの問い合わせ増が見込まれるため、センター機能を生かし、技術的支援や情報提供を行う。

センターの利用者にテキストデイジーやマルチメディアデイジー等の新しいメディアの普及に努める。 利用者との交流の場を増やす。 (読書に関する会合を開き、要望等伺う)